

2025 共済ガイド（保存版）

共済事業・・・各種慶弔に関わる事業です。祝金や弔慰金等を給付いたします。

●**結婚祝金**（共済組合加入後1年以上の本人が結婚した時）

* 共済組合加入後1年以上5年未満・・・2万円の商品券、5年以上・・・3万円の商品券

贈与金申請書に結婚を証明できる書類（婚姻届受理証明書または戸籍謄本）を添付のうえ、ご提出ください。（在職中1回のみの給付です）

●**出産祝金**（本人または配偶者が出産した時） * 2万円の商品券

贈与金申請書に出産を証明できる書類（出生届受理証明書または戸籍謄本）を添付のうえ、ご提出ください。

●**入学祝金**（子女が小中学校に入学した時） * 小学校・中学校入学時・・・2万円の商品券

贈与金申請書に入学を証明できる書類（入学通知書のコピー・学生証のコピー・在学証明書のうちいずれか）を添付のうえ、ご提出ください。（入学日以降に受付いたします）

●**銀婚式祝金**（共済組合加入後5年以上の本人が銀婚式を迎えた時） * 1万円の商品券

贈与金申請書に戸籍謄本（結婚後25年経過した日付のもの）を添付のうえ、ご提出ください。

●**成人祝金**（本人が成人の日に成人式を迎えた時） * 1万円の商品券

事務局で確認の上、お渡しいたします。

●**死亡弔慰金**（本人または家族が死亡した時）

* 組合員本人・・・200万円、配偶者・・・50万円、養子女・・・5万円、実養父母・・・1万円

組合員本人死亡の場合は遺族に給付いたします。

家族（配偶者、養子女、実養父母）の場合、贈与金申請書をご提出ください。

証明書の提出を依頼する場合もあります

●**退職賃別金**（共済組合加入後5年以上の本人が退職または共済組合を脱退する時）

* 共済組合加入後5年以上・・・1万円、20年以上・・・2万円の商品券

退職時または脱退時に事務局よりお渡しいたします。

共済保障事業

・・・災害や病気など不測の事態に生活を保障、または不測の事態に備えて各種の補助を行う事業です。

●災害見舞金

災害時に住居に損害を受けた場合、見舞金が支払われます。損害程度によって金額が異なりますので、詳細は事務局にお問い合わせください。

●傷病見舞金(病気やケガで3日以上休業する場合、4日目から最大1年6ヶ月の見舞金が支給されます)

小田急グループ健康保険組合所定の傷病手当金請求書をご提出ください。

(支給基準および支給期間については健康保険法に準じます)

*休業31日未満

1日につき基準賃金の日額相当額の100分の80に相当する額から健康保険法による傷病手当金を控除した額を給付

*休業31日以上

1日につき基準賃金の日額相当額から健康保険法による傷病手当金を控除した額を給付

●入院補助金(入院時の差額ベッド費用補助金)

贈与金申請書に領収明細書および傷病名を証明できるものを添付のうえ、ご提出ください。

(1 疾病に付き上限180日)

*組合員本人…日額／5千円以内、被扶養家族…日額／3千円以内

●医療補助金(医療費の一定額以上を給与で給付)

小田急グループ健康保険証を使用して診療した際、一旦医療費の3割をご負担いただきますが、その医療費の一部を3ヶ月後の給与にて還元いたします。(共済組合への申請は不要です)

*組合員、被扶養家族とも各月の診療報酬明細毎3,000円を超える額を、共済組合が負担いたします。(25,000円を超える額は健保組合が負担いたします)

●介護補助金(一親等親族の介護のため休職した場合の補助金)

1日につき基準賃金の日額相当額の100分の60に相当する額を給付します。ただし、公的介護給付金の支給がある場合は介護補助金に公的介護給付金を含むものとし、公的介護給付金が基準賃金の日額相当額の100分の60に満たない場合にはその差額を支給しますが、100分の60以上の場合にはその額を介護補助金とします。詳細は事務局にお問い合わせください。

●健康促進補助金(配偶者の検診やインフルエンザ補助金等、疾病予防を促進する補助金)

配偶者乳がん・子宮頸がん検診補助金 *自己負担3,000円を超える額を給付

健保組合指定のレディース検診を受診後、贈与金申請書および領収書をご提出ください。

インフルエンザ補助金 *本人、被扶養家族…4,000円まで給付

贈与金申請書に領収書(受診者名および「インフルエンザ予防接種料」と記載しているもの)を添付し、ご提出ください。(2回摂取の場合、1回分のみ対象とします)

本人の申請時は別途、健保組合の「インフルエンザ補助金申請書」もご提出ください。

*10月1日～翌3月末までの接種分が対象となります。

自己研鑽支援事業(カフェテリアプラン)

カフェテリアプランとは、各自与えられた一定のポイントの範囲内で、自分の好みにあったメニューを自由に選んで利用する「選択型福利厚生制度」のことです。

詳細については、カフェテリアプラン マニュアル等でご確認ください。

組合行事事業

研修・視察等組合員への提案情報提供、自己啓発支援行事の企画推進や、各種提携サービス契約、組合員特典などに関わる事業です。

●共済組合契約サービス

- ・ベネフィット・ステーション

*利用方法等詳細は、事務局までお問合せください。

●小田急グループ施設特典

小田急グループの宿泊施設が割引価格にて利用することができます。

OPメンバーズカードをご提示いただく場合があります。

詳細は事務局へお問合せください。

その他注意点

●各種申請の期限について

*各種贈与金…事由発生後6ヶ月以内

*カフェテリアポイント…当該年度（4月1日～翌年3月末日）内に利用したメニューについて、
毎月15日に締切（年度最終締切は4月15日）

●共済組合員の範囲

各社に就業（経営）する70歳未満の社会保険（健康保険・厚生年金）に加入している方です。

加入会社	組合員	準組合員 *但し、組合加入は社会保険加入1年経過後となります
(株)小田急プラネット	役員、社員	嘱託、一般嘱託、社保付パートタイマー、 派遣社員（社会保険加入者）

●共済組合の掛金

組合員=基準賃金×7.4／1,000（100円未満切捨て、上限4,200円）

準組合員=基準賃金×7.4／1,000（100円未満切捨て、上限1,900円）

*ただし、2025年度分については、上記で算出された額の40%とします。

7. 問合せ先

小田急プラネット 総務部

外線：03-5325-2377

Mail：planet-soumu@odakyu-dept.co.jp

（木・日曜を除く10:00～18:00）

以上